



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 12 日(金)  
第 7 9 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (861) (福祉保健課) . . . . . 2
	都市計画の変更 (2 件) (862・863) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	鳥取県ツキノワグマ保護管理計画の決定 (864) (公園自然課) . . . . . 5
	対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止 (865) (〃) . . . . . 5
	特定猟具使用禁止区域の指定 (866) (〃) . . . . . 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (867) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (868) (〃) . . . . . 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (869) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
	指定介護予防サービス事業者の指定 (870) (〃) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 861 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	通所介護	平成 19 年 8 月 21 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	介護予防通所介護	平成 19 年 8 月 21 日

## 鳥取県告示第 862 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 1・3・1 号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路 3・5・4 号徳吉西円通寺線

八頭中央都市計画道路 3・6・1 号高福西御門線

智頭都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

### 2 都市計画を変更する土地の区域

#### (1) 鳥取都市計画道路 1・3・1 号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺字袖ノ木、長谷字川向、字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ内、字上ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字堤下夕、字池ノ内、字藪ノ元、字西ノ畑及び字弁才天、玉津字旱魃、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ及び字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下夕及び字稲田、上味野字大坪上ノ割、字大坪下ノ割、字小屋場、字北

谷堤奥及び字洞貝、下味野字菖蒲谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷、字観音谷、北村字池ノ内、字池ノ内谷及び字池ノ内東分、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内堤谷、字池ノ内西、字池ノ内北平、字西石田、字高畷、東石田及び玉向並びに本高字白木、字道免、字白木西分、字白木東分、字段木及び字円ノ前

(2) 八頭中央都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

追加する部分

鳥取市用瀬町安蔵字井手口、字向井田及び字高畔、別府字ピワガイチ、字寺谷及び字橋向並びに美成字船ヶ谷茶園ヶ平ル及び字猪子塔並びに同市河原町佐貫字堤ノ内、字岡崎及び字馬場川、高福字ロイソフ谷

変更する部分

鳥取市用瀬町川中字猿山、字中山、字鶯ヶ谷及び字カラヒツ、宮原字檜木ヶ嶽、字宮谷、字小林谷影平及び字小林谷日平、安蔵字岡影平、字荒田平、字下モ河原、字宮ノ前、字大林、字向山及び字鹿子下ノ谷、家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字熊谷口、字火ノ谷、字安岡谷、字安岡口、字的場、字山神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字桂谷ノ内ゴウロ谷、別府字妙ヶ平、字穴ノ谷、字堂ノ谷、字井手桁、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ谷、字横岩及び字小谷並びに美成字桂谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字王子畑口林下、字王子畑、字下モ王子畑、字盲谷、字松ヶ谷、字天王、字オヶ谷、字高田、字下モ山、字岨詰ノ下モ及び鬼ヶ嶽、同市河原町佐貫字若桑谷、字千切ヶ谷、字平尾、字筑紫ヶ谷、字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上<sub>墓</sub>、字大星及び字大田、八日市字荒堀及び字天水、高福字上新田、字大ガンキャウ、字大ガンキャウ宮ノ上、字高谷平、字奥イソフ谷、字イソフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、字上ミ長トロ、字島田、字向畑、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び下河原、今在家字向河原及び字中河原、片山字畑牧場、字下沖、字切岩、字村ノ前、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字乙水出、字岨、字宮ノ下タ、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字向河原、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに同市西円通寺字畑ヶ中

(3) 八頭中央都市計画道路 3・5・4 号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町高福字荒田、字中新田、字中道端及び字長通り、徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原、今在家字向河原、字古屋敷及び字中河原、片山字畑牧場、字恵比須木、字下沖、字切岩、字村ノ前、字高国、字上土居、字下土居、字蓮正寺、字見平、字村ノ下モ、字乙水出、字水出、字宮ノ元、字岨、字宮ノ下タ、字瀧山及び字岨ノ谷、稲常字宮ノ上ミ及び字向河原、袋河原字下内河原、布袋字上ミ三味、字下モ三味、字道東、字砂子、字土手ノ下、字東浦、字新田、字東屋敷、字堂光寺及び字北土居並びに同市西円通寺字畑ヶ中

(4) 八頭中央都市計画道路 3・6・1 号高福西御門線

変更する部分

鳥取市河原町高福字長通り及び字中道端

(5) 智頭都市計画道路 1・4・1 号智頭鳥取線

変更する部分

八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口、字ヲトシ、字江児、字井手口通り、字従来ノ前、字小山河原、字黒岩ノ上、字小茗荷谷、字茗荷谷口、字無曾ノ谷、字梅途、字岨、字婆ヶ谷、字當地谷、字市奥、字ニノフ谷、字荷谷、字小谷及び字若サビ

鳥取県告示第 863 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項

において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路 1・3・1 号東伯淀江線

赤碕都市計画道路 1・3・1 号東伯淀江線

淀江都市計画道路 1・3・2 号東伯淀江線

淀江都市計画道路 3・5・1 号今津福岡線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

### (1) 東伯都市計画道路 1・3・1 号東伯淀江線

#### 変更する部分

東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻、字鎗免、字千賀助、字御立、字下松尾、字神楽谷、字東松尾、字小垣、字西神楽谷、字東神楽谷、字西山、字石橋、字明ヶ平及び字上薬師、大字中尾字下野際、字徳三垣、字下ノ谷、字舞ノ免及び字荒木田、大字上伊勢字東松山、字西松山及び字神子田、大字浦安字伊勢分及び字元伊勢、大字下大江字四反田、字東中原代及び字中原代、大字三保字日和垣、字清水田、字井尻、字上白山、字一本木、字東中江、字針屋垣、字西中江、字中河原、字下河原、字神明田、字野露及び字下滝峯平ル、大字田越字井岡地頭、字井岡地東峯、字五輪谷、字井岡地中ゾネ、字新三林、字長田平ラ、字栴市、字西栴市、字吹上げ、字大エゴ及び字岩屋峯、大字笠見字東神楽平ラ、字下枝谷口、字中道東山上、字中道東山下、字中道西山上、字西神楽、字東神楽、字加杖阪及び字御木山並びに大字八橋字久蔵谷、字鏡鑄谷頭、字久蔵峯、字久蔵峯北、字竜王頭、字蝮谷、字荒島、字穴谷頭、字牛飼谷口、字御建山東、字御建山西、字ネレガ坪、字中嶋田、字上栗子、字栗子ノ南、字栗子家ノ西、字三本松、字下三本松、字西三本松、字南丸山、字西丸山及び字北三本松

### (2) 赤碕都市計画道路 1・3・1 号東伯淀江線

#### 変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字笹尾谷、字笹尾西峯、字野畑尻、字北垣、字京免、字漆原野、字上漆原、字ニタ磴、字狐谷野及び字ニタ石橋西平、大字松谷字西向山、字杉谷頭東平、字杉谷東平、字杉谷、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字屋敷、字堂ノ前、字北田、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤碕字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷堤ノ上、字西高野西、字山ノ内、字小谷西、字オノ木納屋田ノ上、字オノ木細道ノ東、字オノ木、字西谷堤ノ上、字地藏面頭、字柏谷大山道ノ上、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、字屋敷田、字前田、字智光寺田、字屋敷及び字溝マタゲ、大字八幡字下荒堀、字前原、字東木ノ下、字上荒堀、字西木ノ下、字清元田、字豆尻、字王神ノ上、字免垣、字東仲田、字柳ヶ下、字西仲田、字八幡ノ後口及び字芝原、大字光字壺本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口瀧、字中瀧ノ下、字長谷口東平、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字笹津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ヶ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村之上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蠓螺ノ尻、字西谷、字六ツ塚、字西谷西平、字大和塚、字七郎塚及び字廣田並びに西伯郡大山町柴田字六塚原、八重字萱尾ノ峰、字萱尾及び字中峯、樋口字西野末、字呉和井田、字清水田、字堂田、字塚田及び字五反田、石井垣字上河原、字前河原、字河原及び字中峯、赤坂字上中峯及び頭無シ、下甲字小松谷渡瀬ノ南、字退休原及び字尾草沢、住吉字平野及び字中平野、殿河内字岩屋ノ前、字ススシバ、字出口、字道端、字フケ山根、字日出峯、字山崎、字ウルミ谷及び字天神峯、下市

字要害ノ峯、字天神ノ峰、字林ノ峯東通、字大平ル、字狼谷、字上開、字中開、字築地ノ峯東通、字築地ノ峰西通、字前築地、字上前築地、字妙砂及び字秀ノ前並びに松河原字上奥田

(3) 淀江都市計画道路 1・3・2 号東伯淀江線

変更する部分

西伯郡大山町豊成字大谷峯、字大谷、字山峯、字上金井谷峯、字狐ヨゴ、字茂九郎持峯、字上神原及び字叶林、倉谷字荒田、字原屋敷、字引地、字上中田、字西中田、字講屋敷、字代古屋、字客ノ前、字法眼田及び字東谷平ラ、小竹字上鷹ノ尾、字仁蔵兵衛、字繩手ノ下タ、字上宮尾平ラ、字下宮尾平ラ、字上宮尾及び字下西谷平ラ、東坪字棚田、字棚田ノ上、字上中峯、字中林及び字東大ヨゴ、西坪字岩屋谷、字上馬山谷、字箱根谷、字中々畝、字上中畝、字下奥谷、字下馬駄ヶ峯、字清代田及び字上高尾原、名和字中狼谷、字中畝、字中疇、字大谷、字西菖蒲谷、字五輪東ノ下、字上菖蒲谷、字小谷、字東八重谷、字西八重谷、字衣裳谷、字小三林、字乙ヶ谷、字東穴田、字河掘、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、加茂字飛田、門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字俊谷、字菖蒲田、字鎮守山、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字下長野、字中長野及び字長野、古御堂字水谷、字新林、字上前場、字金蔵ヶ平ル及び字前澤、茶畑字谷田、字片吹、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣、押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字下中屋敷、字大明、字中田、字塚田、字前塚田及び字上ノ田、所子字押平道ノ上、字押平道、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小澤及び字上向神田、清原字中千萬、字中坪、字下河原、字本堂及び字大仙原、唐王字上神田、字大窪田及び字木町、稲光字宮ノ上、妻木字實光、字八幡前、字澤田、字坪根垣、字法大神、字折居、字森田、字向田、字大谷口及び字文殊ノ前、富岡字竹造、字谷、字播磨洞、字仙谷及び字池下並びに安原字五反田、字山崎、字細道、字山下、字孫市、字溝尻、字寺内境、字朝引、字的場、字太田、字北尾境及び坊川並びに米子市淀江町福岡字分田、字鯖田、字隅田、字新地道、字学堂、字倉常及び字寺田

(4) 淀江都市計画道路 3・5・1 号今津福岡線

変更する部分

西伯郡大山町安原字大垣、字朝引、字寺内境、字北尾境及び字溝尻並びに米子市淀江町今津字岸ノ前、字塚田、字八反田及び字上谷、福岡字鯖田

---

### 鳥取県告示第 864 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県ツキノワグマ保護管理計画を定めたので、同条第 7 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課、西部総合事務所生活環境局生活安全課及び日野総合事務所福祉保健局保健衛生課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

---

### 鳥取県告示第 865 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 捕獲等を禁止する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等を禁止する期間 平成19年10月15日から平成24年3月31日まで

### 鳥取県告示第 866 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第 12 項において準用する同法第 34 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
岩井平和橋特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町大字岩井地内の町道岩井平和橋線と町道岩井中央線との交点を起点とし、同所から町道岩井中央線を東方に進み、国道 9 号に至り、同国道を東方に進み、町道長谷 1 号線に至り、同町道を東南に進み、町道長谷真名線真名台橋北端に至り、同橋を渡り、同町道を西方及び南西に進み、町道岩井真名線に至り、同町道を北西に進み、町道岩井平和橋線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成19年11月 1 日から平成29年 10月31日まで
二本松特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町二本松地内の町道殿河内二本松線と第 3 防火線南方の山道との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、土塁に至り、同土塁を南方に進み、下市川の西側の支流に至り、同支流右岸を南方に進み、土塁に至り、同土塁を西方に進み、宮川に至り、同川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土塁に至り、同土塁を東方に進み、第 3 防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
舟場特定猟具（銃器）使用禁止区域	日野郡日野町舟場地内の県道西伯根雨線と町道下黒坂線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道181号に至り、同国道を西方及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を西方に進み、町道大谷線に至り、同町道を西方に進み、町道下黒坂線に至り、同町道を東方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃

### 鳥取県告示第 867 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日

株式会社鳥取 介護サービス 代表取締役 谷口 功	鳥取市国安 959 - 3	株式会社鳥取介護 サービス	鳥取市国安 959- 3	訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日
株式会社和み の郷 代表取締役 北村 和夫	鳥取市国府町 宮下 1040	在宅支援はうす和 みの郷	鳥取市国府町宮下 1040	通所介護	平成 19 年 10 月 2 日
有限会社 し んせい 代表取締役 岸本 知行	鳥取市吉方温 泉一丁目 455	ふくべ美咲園	鳥取市福部町湯山 967- 3	”	平成 19 年 10 月 3 日

**鳥取県告示第 868 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年10月12日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	介護予防サービ ス事業を行う事業所 の名称	介護予防サービ ス事業を行う事業所 の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
株式会社鳥取 介護サービス 代表取締役 谷口 功	鳥取市国安 959 - 3	株式会社鳥取介護 サービス	鳥取市国安 959- 3	介護予防訪問 介護	平成 19 年 10 月 1 日
株式会社和み の郷 代表取締役 北村 和夫	鳥取市国府町 宮下 1040	在宅支援はうす和 みの郷	鳥取市国府町宮下 1040	介護予防通所 介護	平成 19 年 10 月 2 日
有限会社 し んせい 代表取締役 岸本 知行	鳥取市吉方温 泉一丁目 455	ふくべ美咲園	鳥取市福部町湯山 967- 3	介護予防通所 介護	平成 19 年 10 月 3 日

**鳥取県告示第 869 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年10月12日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会 理事長 福谷 則枝	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	訪問介護	平成19年10月1日

### 鳥取県告示第 870 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人トマトの会 理事長 福谷 則枝	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマト	東伯郡北栄町弓原340-1	介護予防訪問介護	平成19年10月1日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
  - ア 東中部地区納入分 ファクシミリ 8 台
  - イ 西部地区納入分 ファクシミリ 7 台
- (2) 借入物品の仕様
 

入札説明書による。
- (3) 借入期間
 

平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで
- (4) 納入期限
 

平成 19 年 11 月 30 日（金）
- (5) 納入場所
 

入札説明書による。
- (6) 入札書の記入方法等

(1)のア及びイの区分ごとに入札を行うので、入札金額は、当該入札に係る区分に掲げる物品に係る 1 月当たりの賃借料（保守料を含む。）を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち文具・事務用機器類の事務・OA 機器に係るもの及びリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 18 日（木）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 19 年 10 月 12 日（金）から同年 11 月 2 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271  
鳥取県教育委員会事務局教育環境課  
電話 0857-26-7698

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 10 月 12 日（金）から同月 26 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に(1)の場所で交付する。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

次のとおりとする。（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成 19 年 11 月 1 日（木）午後 5 時までとする。）

(ア) 東中部地区納入分 平成 19 年 11 月 2 日（金）午前 10 時 00 分

(イ) 西部地区納入分 平成 19 年 11 月 2 日（金）午前 10 時 20 分

イ 場所 鳥取県庁第 32 会議室（鳥取県庁車庫棟 1 階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 19 年 10 月 26 日（金）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(6)で定める入札金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める契約金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。